

船舶インシデント調査報告書

令和5年9月1日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡網）
発生日時	令和4年11月11日 06時50分ごろ
発生場所	青森県東通村尻屋埼北方沖 尻屋埼灯台から真方位358° 8.8海里付近 (概位 北緯41°34.7′ 東経141°27.3′)
インシデントの概要	漁船第六十二新生丸は、揚網作業中、推進器翼に網が絡まり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年12月1日、主管調査官（函館事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第六十二新生丸、144トン 133348、嶋脇漁業株式会社
乗組員等に関する情報	船長、六級（航海） 漁労長、六級（航海）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3 海象：波高 約0.5m、潮流 南東流約3.2ノット（kn）
インシデントの経過等	<p>本船は、船長及び漁労長ほか11人が乗り組み、漁労長の操船及び操業指揮の下、北西からの潮流を船尾に受けながら、可変ピッチプロペラを適宜調整し、2～5knの対地速力で南東進して、かけまわし式底引き網の揚網作業を行っていた。</p> <p>甲板上の乗組員は、揚網作業中、袋網が2つに折れ曲がり絡んだ状態で船尾方の海面付近に浮上したため、袋網を甲板上に揚げた後の作業が楽になるよう、船尾方の海面付近に浮上した袋網の絡んだ部分を解く作業を開始した。</p> <p>本船は、船長を含む甲板上の乗組員総出で袋網の絡みを解く作業を行っていたが、作業に時間がかかり、異常に気付いた漁労長が、甲板員に作業を中止して直ちに袋網を甲板上に引き揚げるよう指示したものの、北西からの潮流により、船尾方の海面付近にとどまっていた袋網が流されて推進器に絡まり、主機が停止した。</p> <p>漁労長は、自力航行不能と判断し、船舶所有会社に海上保安庁への通報を依頼した。</p> <p>本船は、付近海域で操業中の僚船にえい航されて八戸港に戻った。</p> <p>船橋で操船中の漁労長は、当初、袋網が絡んだ状態であることが分からなかった。</p> <p>漁労長は、袋網が絡んだ状態で海面付近に浮上した際、網を甲板上</p>

	<p>に引き揚げた後に絡みを解くよう指示していれば、網が推進器に絡まることはなかったと本インシデント後に思った。</p>
分析	<p>本船は、北西からの潮流を船尾に受けながら底引き網の揚網作業中、袋網が絡んだ状態で船尾方の海面付近に浮上した際、乗組員が、揚網後の作業が楽になるよう、海面付近に浮上したまま袋網の絡みを解く作業を続けたことから、同作業に時間がかかり、網を甲板上に引き揚げる時機が遅れ、船尾方の海面付近にとどまっていた袋網が潮流により流され、推進器に絡まって主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、北西からの潮流を船尾に受けながら底引き網の揚網作業中、袋網が絡んだ状態で船尾方の海面付近に浮上した際、乗組員が、揚網後の作業が楽になるよう、海面付近に浮上したまま袋網の絡みを解く作業を続けたため、同作業に時間がかかり、網を甲板上に引き揚げる時機が遅れ、船尾方の海面付近にとどまっていた袋網が潮流により流され、推進器に絡まって主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁労作業を指揮する者は、潮流等の影響を考慮し、揚網作業中の網が推進器方に流されないよう、網と推進器との関係に注意を払って作業を指示すること。